

今までに寄せられた質問

◆ 受講対象者について

Q1：修了確認期限が分からないのですが。

A：文部科学省のホームページで、ご確認ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm

Q2：更新講習の申し込みをする際、受講対象者であることの証明は誰にしてもらえばよいですか。

A：現職教員の方は、勤務先の校（園）長です。それ以外の方については、立場によって異なります。本学の受講者募集要項に記載しております受講者登録書記入例および、記入方法についての説明をご覧ください。ご確認ください。

Q3：幼稚園教諭の免許状を所持している保育士は免許状更新講習を受講できますか。

A：認定こども園に勤務する保育士の方や認可保育所に勤務する保育士の方、幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士の方は受講することができます。（※教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について（通知）を参照ください。）

ただし、保育士の方は受講の義務がないため、旧免許状所持者（平成21年3月31日以前に教員免許状を授与された方）の場合、修了確認期限までに免許状更新講習の修了確認を受けなくても免許状が失効することはありません。

修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教員になるときには、教員になるまでに免許状更新講習を受講・修了し、各自で免許管理者（住所地のある都道府県教育委員会）に申請を行う必要があります。

なお、次に該当する方についても、免許状更新講習の受講資格が認められています。

- ・幼稚園教員としての採用内定を受けた方
- ・幼稚園教員としての勤務経験がある方
- ・幼稚園教員として勤務する可能性がある者（臨時的任用教員リスト登載者等）として、任命または雇用予定者の証明を受けた方
- ・認定こども園で勤務する経過措置期間中により保育士資格で保育教諭となっている方

Q4：過去に教員として勤務していましたが、現在は退職しています。更新講習を受講できますか。その場合、証明者記入欄はどうすればよいですか。

A：教員経験者は、現在勤務していない方でも更新講習を受講できます。勤務時の任命または雇用していた者（教育委員会等）または、勤務していた校（園）の校（園）長の証明の証明を受けてお申し込みください。

Q5：教員免許状を所持していますが、教職に就いたことはありません。どのような扱いになりますか。

A：（旧免許状）教員の普通免許状を所持しているものの、当面、教員になる意思のない方、教員として任用、雇用されることが見込まれない方は、最初の修了確認期限は設定されますが、当該修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていませんので、免許状更新講習を受講・修了せずに最初の修了確認期限を経過しても、持っている免許状が失効することはありません。また、免許状更新講習を受講することもできません。ただし、修了確認期限を経過した後に教員になる場合には、任用又は雇用されるまでに更新講習を受講し、受講修了確認を受けておくことが必要となります。

(新免許状)有効期間満了を過ぎると免許状は無効になります。教員になる場合には、任用又は雇用されるまでに更新講習を受講し、受講修了確認を受けておくことが必要となります。

Q6：教員免許状(旧免許状)を所持していますが、今まで教職に就いたことはありません。この度、教職に就くことになり、受講対象の生年月日にあたるのですが、受講する必要はありますか。

A：教職に就くのであれば、受講・修了が必要です。証明者記入欄には、任用する可能性のある任命権者(教育委員会や内定先等)または雇用者の証明を受けてお申し込みください。

Q7：20年前に大学を卒業し、教員免許状取得に必要な単位は取っていましたが、免許は取得していませんでした。今から申請して、取得するためには更新講習の受講が必要とのことですが、その場合でも受講はできますか。

A：免許状を所持していない方が所要資格(※免許状の授与に必要な学位と単位を満たした状態)を得てから10年以上経過した場合は、免許申請までに更新講習の受講・修了が必要です。ただし、更新講習の申し込みには、受講対象者であることの証明が必要となりますので、免許取得申請しようとしている教育委員会に相談のうえ、受講対象者であることの証明を受けてお申し込みください。

Q8：栄養教諭免許状を所持しています。更新講習を受講できますか。

A：修了確認期限に基づく受講期間に該当する方は受講できます。ただし、本学では、栄養教諭を対象とする選択領域の講習は開講していませんのでご注意ください。

◆ 受講申込について

Q9：インターネットで申し込みはできますか。

A：2019年度から本学の教員免許状更新講習はWEB申請になります。募集要項に記載の申込期間内にお申し込みください。

Q10：WEB申請しか申し込みはできないのですか。

A：はい。WEB申請のみの受け付けになります。詳細については募集要項をご確認ください。

Q11：申し込みが多数だった場合、どうなりますか。

A：定員を超過した場合は、募集要項に記載の「受講の決定」とおり、抽選によって決定します。ただし今年度に限り2018年度の本学の講習をお申込みいただき受講できなかった方には優先的に受講していただけます。(自己都合にやる辞退者を除く)

Q12：更新に必要な30時間のうち一部を受講することはできますか。

A：必修領域の講座と選択必修領域の講習は各6時間を受講してください。選択領域の講習は1講習6時間から3講習18時間まで各自の都合に合わせて受講できます。

Q13：選択必修領域と選択領域の講習は、「主な受講対象者」に該当していなくても受講することはできますか。

A：「主な受講対象者」に該当していなくても、「対象職種」が合致していれば受講していただけます。募集要項の講習詳細情報で講習内容をご確認のうえ、お申し込みください。

Q14：選択必修領域と選択領域の講習は、自分の担当教科でないものを選んでよいのでしょうか。

A：担当教科にかかわらず受講していただけます。募集要項の講習詳細情報に記載してあります講習の概

要を参考にしてお申し込みください。ただし、養護教諭については対象となっている講習の中から選択してください。

Q15：結婚して姓が変わりました。どちらの氏名で申し込みばよいですか。

A：戸籍抄本（あるいは謄本）に記載された氏名でお申し込みください。受講後に発行します修了（または履修）証明書は、お申し込みいただいた氏名にて発行いたします。

なお、免許状の氏名の書換は任意となっていますので、氏名が旧姓のままの免許状についても、更新手続きはできます。ただし、免許状と証明書の氏名が異なる場合は、同一人物であることを証明する書類等が必要になります。更新手続き時に必要となる書類等、手続きの詳細につきましては、更新申請先である免許管理者にお問い合わせください。

Q16：非常勤講師として現在2校に勤務しています。両方の校長の証明が必要でしょうか。

A：どちらか1校の校長の証明で結構です。

Q17：証明者記入欄に「証明書類の添付でも可」とありますが、どんな書類ですか。

A：証明者記入欄と同様の内容が記載してある書類を添付してください。教員勤務経験者は、在職証明書でも可です。

Q18：受講者登録書はコピーでもよいですか。

A：両面コピーをしてお使いください。白黒コピーでも構いません。

Q19：プリンターがないので、募集要項と受講者登録書を印刷できません。

（PDFのダウンロードができない場合も含む）

A：4月上旬に、滋賀県内の各幼・小・中・高校および、市町教育委員会あてに募集要項を3～5部配布しておりますので、滋賀県内にお勤めの方は、職場等に配付済みの募集要項をお使いください。また、次の方法で教員免許状更新講習事務室に募集要項を請求することも可能です。

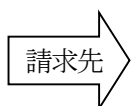
- ① 返送用封筒<定形外角形2号>に215円分の切手を貼付し、受取人の住所と氏名を明記する。
- ② 次の4つについてメモ書きしてください。
 - ・氏名
 - ・電話番号（問合せて連絡することがあります）
 - ・希望する募集要項の年度
 - ・希望する冊数

③ ①の返送用封筒と②のメモ書きを封筒に入れ、下記請求先に送付する。

※表に、「**免許更新募集要項請求**」と朱書きする。

※①の返送用封筒は折っていただいても結構です。

請求封筒が本学に届き次第、募集要項をお送りします。



〒520-0862 滋賀県大津市平津二丁目5番1号
滋賀大学教育学部 教員免許状更新講習事務室

※一度に複数冊請求され、同一住所に返送を希望される場合の返送用切手は次のとおりです。

冊数	1冊	2～3冊	4～7冊
切手	215円切手	300円切手	350円切手

◆ その他

Q20：免許管理者とはどちらのことですか。

A：現職の方は勤務先の都道府県教育委員会です。教員として勤務していない方は、住所地の都道府県教育委員会です。

Q21：免許状が旧姓のままなのですが、どうすればよいですか。

A：免許状が旧姓のまま、履修証明書や修了証明書の姓と異なる場合は、証明書類等を添付することで免許状の更新手続きが可能となる場合があります。更新手続きや書換手続きについては免許管理者へお問い合わせください。

Q22：講習会場へ自家用車で行くことはできますか。

A：本学キャンパス内での駐車はできません。公共交通機関をご利用ください。講習日には、石山駅⇄大学間の直通バスの運行(往復)を予定しています。講習会場となるキャンパス内で降車でき、アクセスに大変便利です。講習終了時にも石山駅直通バスが待機しており、待ち時間なく乗車できますのでご利用ください。

未就学児や要介護者の預け先への送迎のため、公共交通機関利用によっては来学が著しく困難な方で、自家用車で来学・駐車をご希望の方は、免許更新講習受講者登録書を提出する際に構内駐車希望用紙に必要事項を記入の上、理由が分かる書類を添付、または所属長等からの署名を受けて申し出てください。ただし、本学の駐車スペースには限りがあり、教職員の駐車スペースを除くと、100台程度しか空きスペースがなく、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

Q23：諸事情で講習当日に欠席する場合の扱いはどうなりますか。別日程の講習、次年度の講習へ振り替えることはできますか。

A：講習当日に欠席される場合は、事務室まで連絡願います。講習の前々日 17:00 までに受講辞退や欠席を申し出られた場合は、1回につき 3,000 円の手数料を差し引いて受講料を返還します。それ以降の欠席連絡については、受講料の返還はできません。また、別日程の講習への振替はできません。次年度以降の講習には新たな申し込みが必要です。

Q24：複数の教員免許状を持っている場合、どのような扱いになりますか。

A：基本的には複数の免許状を持っていても、30 時間分の更新講習を受講・修了し、1 回、修了確認を受けることで、全ての所持免許状が更新されます。

- 新免許状(平成 21 年 4 月 1 日以降に授与された免許状)を複数所持している場合
→有効期間の満了の日の最も新しい日付が、全ての所持免許状の有効期間の満了の日となります。
- 旧免許状(平成 21 年 3 月 31 までに授与された免許状)を複数所持している場合
→最も新しく授与された免許状の授与から 10 年後まで、修了確認期限の延期申請を行うことができます。ただし、延期申請しなければ、生年月日によって定められた修了確認期限のままです。ご注意ください。なお、特別支援学校教諭免許状の「領域の追加」は新しい免許状の「授与」ではないため、延期されることはありません。

Q25：免許状の修了確認期限の延期申請はどのような場合に認められますか。

A：病気、出産、育児などの理由により休暇中であることや、専修免許状取得目的の大学院等の課程に在学していること、災害や海外派遣などのやむを得ない事由により更新講習を受講できない場合、申請により修了確認期限の延期が認められます。詳しくは文部科学省のホームページでご確認ください。

Q26：追加募集はありますか。

A：その年度の状況によっては、追加募集することもあります。その場合でも申込期限内に受講申込が完了している方になります。新規受付は行なっておりません。

Q27：受講料の振り込みにはどんな方法がありますか。

A：金融機関の窓口からお振り込みいただく方法に加え、ATMからの振り込みも可能です。

Q28：履修（修了）証明書を紛失しました。再発行はしてもらえますか。

A：再発行はできますが、発行までに時間を要します。更新手続きに間に合わなくなる場合もありますので、履修（修了）証明書の取扱いは十分ご注意ください。